海津市まちづくり委員会「第17回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成25年1月25日(金) 開催場所 海津市役所 海津庁舎 3階 委員会室 分科会委員定数 19名 会 午後1時30分 開 閉 会 午後3時40分 出 席 者 〇分科会委員 公募市民 男 伊 藤 幹 " 堀 田 義 郎 弘 " 古 Ш 義 彦 会長 古 Ш 邦 " 芳 満 佐 藤 " 副会長 NPO法人まごの手クラブ 由美子 田 中 ボランティア連絡協議会 田 博 暉 下 海津市自治連合会代表 宮 脇 信 幸 岐阜経済大学准教授 菊 本 舞 〇事務局 企画部長 伊 藤 恵 企画政策課 課長 中 島 哲 之 哲 係長 徳 永 宗 " 主任 近 藤 健 主任 井 子 土 敬 " 欠 者 席 公募委員 橋 明 大 宗 " 土 方 隆 博 今 津 美 憲 " 村 上 碩 也 " " 野 津 繁 雄 NPO法人良縁の会ひまわり 櫻 木 徳 子 女性人材リスト 石 Ш 春 代 NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田 秀 和 森 NPO法人ゆうゆうアテンダント 藤 田 重 紀 総務課 菱 田 登 会議次第 1. あいさつ 2. 自由討議 (1. 市民自治のしくみについて) 3. 講評

4. 事務連絡

事 務 局

みなさんこんにちは。

本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

これより、海津市まちづくり委員会「第17回自治基本条例策定 分科会」を開催させていただきます。

古川邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。

会 長

(あいさつ)

事 務 局

ありがとうございました。

さて、本日の予定でございますが、自由討議を行いたいと思います。終了予定時刻は、15:30です。

それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、古川分科会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

会 長

それでは次第に基づき進めさせていただきます。

次第2「自由討議」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

今回の内容は事前にお送りいたしました次第にありますとおり 自治基本条例条文骨子案について自由討議をしたいと思います。 これまでの意見を基に事務局で条文骨子案をまとめたものを作成 しました。この中で条文骨子案から削除したもの2点と検討が必要 と思われるもの5点についてご意見を頂戴したいとおもいます。

削除したものの1つ目は、外部監査についてですが、これは市に 監査委員会があることから必要ないと思われるため削除しました。

2つ目は、情報公開のあり方、情報共有についての情報取得の権利と意思決定過程の情報共有についてですが、情報取得の権利は第4条第1項に、意思決定過程の情報共有については第4条第2項にそれぞれ同様の条文があり記載する必要はないと思われますので削除しました。

次に検討が必要と思われるものについては、

- ①「まちづくり」という語句が使われているが定義は必要ないか。
- ②第5条(市民の責務)の条文を整理する必要はないか。
- ③第24条(個人情報の保護)は市民若しくは各種団体も義務を 負うべきではないか。
- ④第25条(この条例の検討及び見直し)は施行後5年以内としたが妥当か。
- ⑤全体的に整合性はとれているか。

これらの点について検討して頂きたいと思います

では自由討議のまとめを含めて15時20分まで行いたいと思います。

会 長

ただいま事務局からいくつか説明がありましたが、ご不明な点や 質問がありましたらお願いします。

自由討議をはじめさせていただきます。

菊本先生お願いします。

菊本委員

皆さまこんにちは。今事務局からいくつか説明がありました。本 日は事務局と委員さんと意見交換などを中心に行いたいともいま す。

先ほど事務局から説明がありました通り、今日は条文骨子案の中で、これまでの分科会で意見のあったところで、骨子案から削除したところで、外部監査と情報共有については事務局案としては削除された状態で今日は骨子案として出されています。

まず外部監査についてはいかがでしょうか。事務局の方では、監査委員会があるので特別もの条例の中では上げなくていいのではないかとの事でしたが。これについてはご異論のある方いかがでしょうか。

(削除でよろしいとの声あり)

削除でよろしいでしょうか。

A 委員

削除でいいですが、ほかに条例にあってこの条文から削除したものは他にあるのでしょうか。

事務局

外部監査と情報共有だけです。

A 委員

他にないのならそれでいいです。第22条の意思決定過程の情報 共有の項目について、これも削除していいのではないかと思うので すが。第4条第2項でも同じようなことを記載していますね。

事務局

事務局としては、ここは第4条第3項で記載した方が良いと思っています。

第4条第1項で市民に情報取得の権利があることを明示しています。第2項で市はその権利を保障することとしています。その保障した結果として会議等を原則として公開するようにした方が、具体的に明示することで良いと思っています。

菊本委員

今ですね削除したものの次の情報公開に踏み込んでいると思いますが、外部監査については削除するということでご了解いただきました。

次のところ情報取得の権利と情報共有については、同様の条文があるということで削除しているということで、併せて今第22条を第4条第3項に位置付け直すというかたちでまとめるということでいかがでしょうか。

特にご異論ございませんか。では情報共有については削除。第22条を第4条第3項に位置付けるということでご了解をいただきました。

B委員

「市民は、市政に関する情報の提供を要求し取得する権利があること。」一般的には請求があっても公開できることは公開しましょう。公開できないことは公開しないということを決める審査会か何かあって、情報公開をするかしないかという判断をしているのではないでしょうか。

事務局

情報につきましては、公開できる情報と公開できない情報があります。当然それは規定にあって、その中で公開できないという通知をします。その時に不服があった場合に審査会にはかって、それはどうかという審査をして頂きます。

B委員

取得する権利があると書いてあるので、要求ができるとした方がいいのではないか。もう少し柔らかい表現にできないか。

A 委員

このままでもいいのではないか。

事務局

事務局で検討します。

菊本委員

それでは第4条第1項につきましては少し柔らかめの表現にするかどうか事務局で再度検討するということですね。お願いします。

それでは条文骨子案から削除したものという点については以上となります。次の検討事項ですけれども、1つは、この条文骨子案の中でまちづくりという語句が使われているが定義することが必要ないかどうかというとこですね。具体的にいいますとまちづくりという言葉が使われている条文は、前の方からいきますと、基本原則などいくつかありますが。事務局からお願いします。

事務局

事務局の方からまちづくりという語句がでているとこですが、第3条基本原則のところ、1号で市民自治がまちづくりの基本であること、第2号、まちづくりに関する情報がすべてのまちづくりの担い手の間で共有されること、2つでてきています。それから、第5条の市民の責務、ここでも2か所まちづくりとでてきています。

次の第6条の第2項、第3項にもそれぞれでてきています。第2項には文頭の方でまちづくりに関する情報、第3項ではまちづくりを促し協働してまちづくりを進めなければならない。

次、第7条の第3項、後段の部分ですね、市民と協働してまちづくりに、となっています。それから第11条、この部分でも後段真ん中の、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものと

する、でまちづくりとでてきています。

第11条で気になったのが、この前の部分に地域の良好な生活環境づくりに貢献する、という表現もでてきていまして、これもどうなのかなというのもありました。

それから、第23条、情報の収集及び管理というとこで、市はまちづくりに必要な情報のというところでまちづくりとでてきています。

それぞれまちづくりという語句がでてきていまして、事務局では、これは定義のところで、市民自治についてということで検討した内容ですね。次に市民自治の原則で、市民自治がまちづくりの基本であること、とでてきています。

そうなると市民自治という言葉とまちづくりというのは、それぞれ意味が存在すると考えなければいけないのかなと思います。そうなると、このまちづくりという言葉はどんな意味なのか。

この結果というのが、今事務局ではこの条文の解説というのを今順次つくっているのですが、どのような意味なのかによって説明する解釈が変わってしまうので、ここはどうしてもはっきりさせたいのです。ということで本日あげさせていただきました。このまちづくりですね、どんな意味なのか結論をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

菊本委員

はい、ありがとうございます。

C委員

まちづくりというのが、この3条でいきなりドンとでてきてしまうものですから、だから例えばこの目的のとことか、あるいは前文のとこでまちづくりというような言葉をどこかに入れられることがあればそれで用をなすのではないかなと、そんな風に思ったのですがどうですかね。

事務局

解釈上の問題が発生しますので、まちづくりというのがどんな意味なのかというのを定義でうたうべきではないのかと事務局は考えているのです。

C委員

そうするとこの定義の中でまちづくりというものを 1 つつくらないとダメということですね。

事務局

はい。

C委員

はい。ありがとうございました。

B委員

前文の下3行、これがまちづくりの定義ではなのではないかなと思うのですが、前文をもう少しまちづくりという言葉をいれて手直しすればそれでいいのではないかなと思いますがいかがでしょう

か。

事務局

ある程度具体的に文章でいうとどういうふうになるのでしょうか。

B委員

一番下から2行目ですね、この実現を確実なものとするため、その次、皆で考え、実現すべく、まちづくりを進めていきたいというような文章でいかがなのでしょうか。

事務局

基本的に定義することでよろしいですかね、まず、1点目として。 意味はおいといて、定義としてまちづくりというのをあげるのはい いよということでいいですか。

B委員

前文の中に。

事務局

いや前文ではなくて第2条の定義の中に。

B委員

でてきますね。

事務局

事務局の案としては、第2条の、例えば第4号にまちづくりと入れてまちづくりとは何々という、というような文章を具体的に入れるべきじゃないか、ということなのです。

B委員

私は前文のなかにまちづくりという言葉が入っていればそれでいいのではないかと解釈していたのですが。一番初め、映画やるときでも導入の部分にあたりますが、そこでパッとまちづくりがでてきて起承転結で入っていくわけですから、前文の中にどんなまちづくりというものが入っておればそれでいいのではないかなと思いますが。

事務局

実務的な話ですので、事務局で検討させてください。ただBさんのいわれる前文の3行目あたりのことをまちづくりと定義づけたほうがいいのではないかというふうなご意見だと思うのですが、そういう考え方でいいですか。

会 長

委員さんにお聞きしますが、まちづくりというものの定義を入れた方がいいのか、入れなくてもいいのか、まずそのあたり。

私はね、まちづくりという定義を書こうと思うとものすごくまちづくりというのは大きなことで、定義づけるのは、すごく言葉を持ってくるのは難しいような気がするのですが。

今他の市町村の条例をちらちらと見ているのですけれども、垂井町とか駒ヶ根とか。本当に定義を入れておいた方がベターなのか、 入れなくてもイメージとして皆さん方の、聞き手に伝わるのか、委 員さんどう思われますか。

入れるならば言葉の検討に入らなければいけないけども。

A 委員

結論からいいますと私はまちづくりとはどういうことなのだということを、条文か解説かにうたうということは、会長が言われたように非常に多義にわたって難しいと思うのです。

結論からは、いらないのではないかと。ただそこに関連してそれを真剣に考えようと思いますと、12条の市民自治協議会の設立要件にからんでくるのですね。といいますのは、じゃあこのまちづくりのために市民自治協議会で何をやるかという、なにを目的に活動目標にするかということにも関連してくるわけですね、まちづくりの中身というのは。

それはこの前菊本先生からの解説をいただいたように、その時代と共に変化するようなまちづくりの概念ですね、今は自治会でやっていると、だけどそれが自治会ではもう現状に合わなくなって協議会が必要になってくる時代も考えておかなくてはいけないと、というようなことを考えると、今の概念でまちづくりというのはどういうことを含むのかというようなことを解説することは大変難しいのではないかという気がして、結論としてはいらないのではないかというように思っているのですが。

ついでですので12条の中身について、先ほども事務局の方から話がありましたが、1つの地域に1つの協議会ということを前提にすると、じゃあその協議会の中に分科会をつくって、分科会でいると、が自的に応じた分科会をつくると。そうするとそれに参加するという人は1つの目的を共有できない人も入っていると、いら分科会があると、分科会ごとにメンバーを代えるのですかということに対すると思うのですがありますよね、活動目標によるということに関連して、まちづくりとも関連してくると。という気がするのですが。すいません。

会 長

私も先ほど委員さんにちょっと投げかけましたのは、まちづくりという前に福祉のまちづくりだったら解釈はピシッと来ると思いますね。教育のまちづくり、これもピシッとくると思います。

まちづくりの内容的なものというのはものすごく膨大なことになると思いますので、ここで定義をつくろうと思うと長文になるか難しいか、ではないかと思ったので、委員さんはどちらでしょうかとお尋ねしたのですけれども、私はA委員と同じようになくても分かっていただけるのではないかなと思ったのですけれども。

C委員

私もそういうような意見なのですが、先ほどの前文の中の文字の とこで一番下の欄ですが、協働が生みだす魅力のまち海津のまちづ くりの実現を確実なものとするために、ということで、こういうふうにここら辺にちょっと入れておいたらどうかと、そんな感じで思うのですけれども。

菊本委員

実はまちづくりというのは非常にニュートラルな概念にしておいた方がいいというのが今この委員さんのご意見だと思うのですけれども、実は非常に混乱するのは、まちづくりとここの条例の中で言っている市民自治というのは実はあまり変わりないのではないかということを事務局は非常に懸念を持っているのだと思うのです。

この中で、非常に多くの自治体では自治基本条例を作るときに住民自治という言葉で使っていることが多いこの定義について、海津市のこの骨子案の中で市民自治ということをちゃんと定義づけて、そして市民自治とはということで、市民が自主的に地域課題の解決や地域資源の創造など魅力あふれる地域社会をつくるために行う活動をいう、というように定義をこの中でしっかりしている。このことと実はまちづくりというのはあまり意味が違わないのではないか、ということなのですよね。

でも、条文を作っていくにあたって、やはり市民自治という言葉 を多用してしまうと、条文がかえってわかりにくくなる。

読む市民の皆さんにとって、これから市民の皆さんにこれを公開していって、自分たちの自治体の基本となるものなのだということを受け入れていっていただくときに、やっぱりまちづくりという言葉を使った方が、すんなりと胸におちてくるという部分の方が大きいということで、結局定義のところで市民自治ということをうたっているのだけれども、第3条以降市民自治という言葉ではなくて、まちづくりということを言っているのです。

ちょっと操作をするとすれば、この定義の第2条第2号の中に市民自治を定義づける中で、つまりここで市民自治というふうにいうのだけども、実は市民自治というのは地域社会をつくるためにさまざまな人が協力して、市民だけではなくて例えば議会や行政というところも含まれているということになると思いますが、つくるために行う活動をいう、でこのところにまちづくりという言葉を何らかの形で入れていくというのが、1つあいまいにぼやかしながらもほとんど同じことを言っているのだよということをこの市民自治という定義の中でうまく使うというのが1つ方法なのかなと。

ただそうすると基本原則の第3条の1号の市民自治の原則のところで、市民自治がまちづくりの基本であることというふうにいっているのですよね。ここでは市民自治とまちづくりというのは違うということが、つまりまちづくりの基本が市民自治というふうにいっているのですけれども、ここで本当は言いたいことはまちづくりの基本というのは自治だということをここで言いたいわけなのです。

だから自治というのは自分達でできることは自分達の力でどん どんやっていこうという、簡単に言えばそういうことで、そのこと をこの第3条第1号の原則の中でうたいたいわけです。それが大事 なことだと。

市民自治ということはイコールほぼまちづくりだということが 皆さんの中で了解されるのであれば、この第3条第1号のところは 自治の原則とかというふうに言葉を変えてですね、市民自治という 言葉ではなくて自治の原則というふうなかたちに例えば変えてい って、その分第2条第2号の中で市民自治とまちづくりという言 葉、むしろもしかしたら市民自治という言葉がほかのところで使わ れていないのであれば、2号のところでまちづくりという定義を、 今皆さんいらないとおっしゃったのですけど、やはり入れて、第2 号の定義は市民自治の定義ではなくて、海津市におけるまちづくり の定義、というものだというふうにして、まちづくりとは市民が 云々、地域社会をつくるために行う活動をいう、で、そのときには、 市民自治のところには、誤解がないように例えばまちづくりという のは市民の人だけ、つまり住民だけが頑張るのではなくて、行政あ るいは議会、首長も共に汗をかいて行うものなのだということをこ の定義の中に組み込まれると皆さんの了解をいただけるのではな いかな、とちょっと皆さんの話しを伺っていて思うのですけれど も。委員の皆さんならびに事務局いかがでしょうか。

事務局

事務局としては、それでいいのではないかと思います。

菊本委員

皆さんいかがでしょうか?言葉で言っただけなのでちょっと分かりづらかったかもしれませんので、今のお話で大体ご了解ということであれば、今のお話を事務局の方で受け取っていただいて、次回ですね最終の会議になりますが、そのときに齟齬がないような形の事務局案をぜひ提出していただいて、最後に皆さんにご了解いただきたいと思いますけど、どうでしょうか?よろしいでしょうか?

C委員

ということは、まちづくりとは、で始まって、地域社会をつくる ために行う市民自治活動をいう、という形ですか?先生、反対です か?

菊本委員

そうですね、そうか、だから、市民自治協議会がでてくるので市 民自治活動というのをどこかで使う必要がありますね、やはり。そ うすると段階をやはり分ける必要がありますかね。どうでしょう か?

A 委員

第2条第2号をそのまま市民自治にしておいて、地域社会をつくるために行う活動をいうという2行目ですね、そこの地域社会をつくるという後ろにまちづくりという括弧で簡単に入れておいたら

どうなのですか?第2号の地域社会をつくる、として括弧後ろにま ちづくりと。

会 長

私はね、菊本先生の話を聞いていましてメモをしたのは第2条第2号市民自治の最後のところ2行目、地域社会をつくるために行うまちづくり活動、とまちづくりという文字を活動の前にちょっといれようかなと思って菊本先生の話を聞いていたのです。あまり括弧は多くない方がいいかなと思っていただけですけども。

A 委員

やっぱり市民自治の原則という、市民自治という言葉はやっぱり 市民自治協議会がある以上いるのではないかなと、先生がいわれた ように。

菊本委員

市民自治とまちづくりを分けるポイントというのは、たぶん市民 自治ということはそのあとの市民自治協議会がうまくイメージし やすいのですけれども、その地元の人たちを中心にしながら、そこ に利害関係や関心を持っている人たちが団体や個人含めて様々な 形で参加をしてきて、自分たちの地域を良くしていくための活動と いうのが市民自治ですよね。

まちづくりというのは、そこにもっと制度とかですね、行政の支援とかですね、それから首長の執行能力とかですね、自分たちの地域をもっと超えたところも含めて、それから議会の判断とかですね、も含めたところもかかっていくのがまちづくりではないかと私はそのようにイメージをするのです。主体ということで考えれば。

だからここで言っている市民自治とまちづくりというのはやっぱり違うと思うのですよ。前文で語られているように、海津市が自治において市民の権利や責務を明らかにし、それぞれの主体が将来像である魅力あふれるまちを実現していく、その活動そのものがまちづくりだと思うので、市民自治とまちづくりが違うのは確かだと思うのです。

だから書くとすれば、市民自治をベースにしながら市におけるさまざまな主体が協力してあるいは協働して行う活動をまちづくりというふうなぐらいの定義が、入れるとしたらいいのですけれども。他の箇所をいじらずないかなというふうに思うのですけれども。他の箇所をいじらずないかはいうのが事務局案ですよね?今のような形でも。どうかっというのが事務局案ですよね?今のような形でも。どうりについてと市民自治の関係性を少し入れた方がいいのではいいかということについてはどうでしょうか?入れた方がいいかままどの皆さんのご意向どおり入れない方がいいかどうでしょうか?

C委員

ちょっと1つお伺いしてもいいですか?事務局の案として定義

の中に入れるとしたらどういう言葉で入れられるのですか?

事務局

そのどういう言葉というのが、実は事務局としても困っていたのです。係の中でもどんな意味なのかというのをいろいろ調べても、説明がつくような言語というものがどうしても揃えられないので、本日こうお願いしたいという形になっているのです。

事務局としても、中での話し合いとしてはぼやかしたような言葉を書いておくのも1つかなというのはあったのです。何となく分かるような表現でとどめておくのもそうなのかな、という。

D委員

定義としては、市民自治とは共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域をとりまく様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう、と。これ定義なのです。

菊本委員

つまりだから事務局はですね、まちづくりそのものを定義する条項が必要なのではないかということを言いたいのですよね。

今のはまちづくりそのものを定義しているわけではないではないですか。まちづくり活動というふうにもう言ってしまっているので。条文の中で。まちづくりとはということを説明しているわけではないのでそういったものが必要なものかというのはどうだろうか、ということなのですね。

事務局

事務局の中でも話をしたときにもう1つあったのが、市民自治という定義が先生のおっしゃるとおりまちづくりも含んでしまっているのです。

自治という言葉そのものを考えていくと、自分達の責任で自分達 の意思で決めてやっていくというのが自治ですので、正直これを分 けてしまったらというのも1つの案なのです。

市民自治というものはそういう意味だよということにして、まちづくりとして、市民が市民自治で課題解決とか資源の創造ということで、地域社会をつくるために行う活動をまちづくりといいます、というようにまとめるか、というのもあったのですが。

これも1つの案なのかなと思いますが。どうでしょう?分けてしまった方がまだ説明しやすいのかなと思いますが。そうすればこの第3条第1号の原則の市民自治がまちづくりの基本であることの意味が通ってくるかなというのが係の中で話をしていた1つの結論みたいなものなのですが。ご意見をいただきたいです。

E委員

あの、もともと私も、もっともっと昔にかえったらまちづくりをつくるための、皆さんの、市民の意見を聞きたいという会議が始まって、それでまちづくり係というものが行政の中にできて、そうしたら市民の方たちは一体まちづくりとは何をやっているのだろうという、そういう疑問もあるので、それでやっぱりこの中にまちづ

くりというのはこういうのを考えているのだよというようなこと を最初に定義の中に入れた方がいいのではないかなというふうに 感じますね。

県もそう思い、市もそう思い、そうしたらNPOをやっている人たちはまちづくりの中に属するのかというのが分かってきているのですけど、でも、そういう意識のない人もたくさんあるので、やっぱり定義の中で1行として入れた方がいいのではないかなと。はっきりするからと思いますね。文章の中にはいっぱい出てくるけど。という感じです。

菊本委員

今のおっしゃっていただいた意見、とってもありがたい意見ですね。この条例ができて市民の皆さんやあるいはそれをどう使おうかというふうに考えたときに、受け取る側が分かりやすいものであるというのがやはり1番いいというお考え、本当に私も賛成です。

できてそのまま使わずに終わってしまうとかあるいは専門の人しか分からないというふうな内容になるのでは自治基本条例をつくるせっかくの意義を半減することになってしまうと思いますので、よろしいなというふうに思います。

他のみなさんいかがでしょうか?今まちづくりというのを入れた方がいいのではないかというご意見がお1人挙がりましたけれども。

会 長

ではそういう方向で、事務局で文を作って、次見せてもらおうかね?私たちは入れてはいけないとこだわっているわけではないし、たしかにまちづくり委員会ということで私たちが会議にでているときに、まちづくり委員会であって市民自治委員会ではないと、頭の中にまちづくりということが、今お話を聞きまして、分かりやすくということは共感しました。

菊本委員

はい、ありがとうございます。では今会長のほうからもありましたとおり、このまちづくりの定義については事務局の方で今皆さんが出し合っていただいたご意見も基にしながらですね、定義を。次回出していただいてそこで決定させていただくというふうな方向でよろしくお願いします。

それでは、3枚目のところに戻っていただきまして、2つ目の検討事項です。第5条をご覧ください。第5条は市民の責務についての条文になっていますけれども、この条文については、先ほど徳永さんのほうからもご説明のありましたとおり、第1項第2項とあるんですけれども、両方とも少し重複している部分があるのではないかという事務局からのご指摘がありました。ちょっと読んでみますと、第5条、市民は、市民自身が自治の主体やまちづくりの担い手であることを認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わらなければならない。次のページにいっていただきまして、

第2項として、市民は、市政に対して関心をもち、協働し、地域社会の発展のために寄与する事に努めなければならない。というふうな条文になっているというところです。で、事務局案として何か今ご提示いただく整理された条文というものがおありでしたらご紹介いただきたいのですけれども。

事務局

ここはですね、事務局案といいますか、書いたものはないのですが、事務局としてはですね、この第1項第2項をまとめてしまおうというふうに考えておりまして、市民は市民自身が自治の主体やまちづくりの担い手であることを認識し、市政に対して関心を持ち、自分の発言と行動に責任を持って協働してまちづくりに関わらなければならない。こんな感じでまとめた方がよいのではないか、ということで、長くなりますが。

会 長

第5条の第1項は、認識し、責任を持って関わらなければならないというような心構え的な内容ですね。第2項は、市民は発展のために努めなければならない、努力目標的な表現かな。これ2つを1文にすると、心構えと努めるということが1文になるということかな。B委員とC委員はちょっと長文になってしまうのではないかというご心配ですか。

C委員

第5条の第1項のほう、例えば、認識し、自分の発言と行動に責任を持って関わらなければならない、とまちづくりが2つもいらないと思いました。その次の第2項のほうが、協働し、地域発展に努めなければならない、と、のために寄与する事、とかここは無しにしてしまって、というふうで2つの意味があるのではないかなと、会長が言われたように思いました。

菊本委員

今お二人からは内容が第1項と第2項はちょっと違うのではないかということですね。責務と書いてあるのだけれども、どちらかというと第1項は市政に関心を持って自分の発言に責任を持ちましょうね、ということ、そして第2項については地域社会をよくするために汗をかきましょうね、という内容なので、ちょっと違うのではないか、ということですね。他の方どうでしょうか?いや、事務局案いいのではというご意見もありますね。

会 長

ちょっと長くないですか、という。

D委員

市民自身が自治の主体や、そこまでを無しにしてしまっては。市 民は、まちづくりの担い手であることを認識し、それでいいのでは ないですか?かなり短くなるし。

菊本委員

どうでしょうか?今D委員からご意見がありましたけど。2つをまとめて、簡単にわかりやすくまとめてはどうかというご意見でよろしいですか?2文に分けた方がとおっしゃっていた方?では第5条については今D委員がおっしゃっていただいた形で、ここを削って事務局案のとおり2つに分かれている項を、1つにまとめて第1項だけにして、少し縮めて、市民はまちづくりの担い手であることを認識し、市政に対して、時民はまちづくりの担い手であることを認識し、市政に対して関心を持ち、自分の発言と行動に責任を持って協働してまちづくりに関わらなければならない、よろしいでしょうか?はい、では第5条について、事務局より追加があるそうです。

事務局

第5条の責務ですが、1項でいいのですか、というのが事務局の 言いたいことで、他のところをみると、応分の負担をしなければな らないとかですね、そういった言葉もあります。

結局市民の責務これだけでみると、まちづくりに関わるのが市民の責務なのかということになってしまいます。当然なかけで、を受ける限りには応分の負担というのが発生しての力をではないのかが事務民税をしているというのが事務民税をしていたで、リアルな言い方をするとでもありますといっても、といるというのはないのかならないがあるとこともありますので、責務となるとともありますので、責務となると当然応の関係というにはったうべきではないのかと。細かいたきますのでご了解だけによりによりによったのではないのかとの関係にします。

菊本委員

はい、では次回事務局から第5条については追加の提案があるということでご了解ください。で、それについては次回議論をいただくということでよろしくお願します。

では、次の検討事項に移ります。第24条「個人情報の保護」に関する条項です。

市は、個人情報の漏えい等により、個人の権利及び利益が侵害されることのないように努めなければならない、という条文になっています。この条文について、主体は「市は」になっているのですけども先ほど事務局より説明がありましたように、個人情報については、例えば自治会等を通じて利用されている部分もありますので、これから市民自治協議会が出来ていくことを考えたり、そこに権限や予算の移譲が今後発生してくることを予測しながらで言うと「市は」となっている主語を市民もしくは各種団体といったような文言を加えなくていいかどうか、皆さんのご意見をお聞かせください。

A 委員

入れておいたほうがいいのではないでしょうか。

菊本委員

入れておくべきではないか、ということで皆さんよろしいでしょうか。では次回、条文として確認させて頂くということで、事務局 案の追加をお願いしたいと思います。

次、第25条です。この条例の検討及び見直しに関する条文になります。事務局案としては、市はこの条例の施行後5年以内にその状況を勘案し検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、つまりこの条例自体の見直しをはかっていく、市民自治協議会ができた時に、設立要件など現状と合わないという場合もあるでしょうし、そういったことで見直し条項というのは入れるべきでしょうけど、施行後5年以内にしてあるんですけども、「5年以内」でよろしいかどうかご意見を頂きたいと思います。

委 員

(意見なし)

菊本委員

5年でよろしいでしょうか。それほど必要なければ5年を区切りとしてということになるかと思います。もちろん5年以内ですので、ひっ迫するような問題が出れば1年という場合もあるかと思います。5年以内ということでよろしいでしょうか。

ではここについては、事務局案のとおり5年以内と。

事務局

5年の間で1回は施行状況を勘案して、ここは変えたほうがいいのではないかと出てくるかもしれません。ただ、その集まって頂く方が今のメンバーかどうか分からないとこがあります。新たに募集をかけるのか、皆さん+αでいくのか、ちょっと分からないです。ただ5年かどうかは別として、ある程度経っていくとやはり条何はどこか問題が出てくるのではないかと、そういうことも見据えて5年以内に直すべきところは直す、色んなことをした方がいいということであればそれでいかせて頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

菊本委員

よろしいですね。皆さん、ご意見ないですね。

では5年以内ということで、よろしくお願いします。

今、ご議論頂いた検討事項、事務局であげて頂きますけど、まちづくりについては次回ご提案いただく、第5条については、追加の条項を事務局から提案頂くということですね。第3、4条については、事務局案どおりとさせて頂きます。では、残りどうしましょう、あと数分になるのですが。

B 委員

あの今頃言うのも何ですが、前文の一番初めの4行、これ一番大事なところだと思いますが、例えば、日本であればこのことは、五

円玉に象徴されているわけですね、数字の5ではなく漢字の五でしか描かれていませんね。あれは日本を代表するものであるから、算用数字の5は使っていないと私は聞きました。

五円玉には、農業と工業、水産業で日本は頑張らなあかんと描いてあると、私は聞いておりますけども、この前文の4行を見ますと浮かんでくるのは、農業と環境と観光、そんなイメージですが、できれば日本の真ん中であるという地理的な利点を生かしてですね、前文をちょっと手直して頂けたら有難いと思います。以上です。

事 務 局

事務局のほうで検討させて頂きます。ただ事務局ではこの前文はちょっと長いのかなと。「私たちのまち海津は~いきづくまちです」、の間にいろいろ入っているので、削ったほうがいいのではないかと思いました。

B 委員

長いですね。

事 務 局

おしゃって頂いたご意見は非常に貴重だと認識はしております。 その辺りを考えて次回反映させますので、検討する時間をくださ い。よろしくお願いします。

あの、この前文もそうですけども、皆さん、全体的にお気付きになられた点がありましたら、事務局のほうに電話、メールなどで、ご連絡いただきたいと思います。

また前文の一番下の3行、「海津市の将来像である協働が生み出す魅力あふれるまち海津の実現」とあります。この文面につきましては、総合開発計画の文面がそのままうたってあるわけです。総合開発計画はですね、2016年の目標を掲げていて、その文面を自治基本条例でうたうと、総合開発計画は毎年これを目指すとなってしまいますので、ここの文面を見直しさせて頂きたいと思います。協働とかいう言葉は使っていいと思いますが、将来像の言葉はちょっとうたえないので、その辺を見直しさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

A 委員

時間がありませんので、次回の課題になると思いますが、この条文で色んな問題に気が付いたので申し上げたいのですけど、最初にまずですね、第12条でただし書きのところ「一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない」ところです。この部分に引っかかっておりまして、先ほど言った通り複数の活動目的があっていいのかどうか。そういう場合は分科会でやるのかどうか。その場合、目的を共有できる会員で構成するという中身が具体的になるとどういう風になるのかなという疑問が、この条文ではあります。それが第一点です。

それから第13条、項の入れ方・順序ですか、これも疑問がありますのは、格付け順は本当に重要だろうかと、順序が適正だろうか

ہ طے

条文をみますと、第1項よりも第2項のほうが大事じゃないかと。協議会の答申を尊重することは大変大事なことじゃないかと。結果をどう扱ってくれるのという期待をしますよね、協議会で答申した結果を。第1項よりも重要ではないかと。これは私の意見です。それから第4項に書いてあること、市民自治協議会が設置された場合はその代表者が市長に届け出をする、これはどういう順番でもいいかもしれませんけど、これも本当なら重要ではないかなと。

それから第3項は逆にいうと、条例としては次じゃないかなと。 連携して活動を行うのは当たり前のことで、私が言いたいのは第1 3条で答申結果がどういう風に担保されるのかというのが、尊重するという言葉だけでそれでいいのかなと。尊重するとはどういうことだと。第19条にも、住民投票の結果を尊重するとなっています。この前にも菊本先生にもお渡ししたのですが、新聞の記事があることを第19条にもおど却下されていて、色しても却下はされるわけですよね。それは色んな事情がありますからってもおではされるわけですよね。それは色んな事情があります。 でもそのことを第19条にも必要かなと思います。具体的は難しいですが。皆さんでもう一度、ここで言う「尊重」をどう扱うのか考えたほうがいいのじゃないかと思います。

それからもう一つ、第21条で「市は、総合計画の重要な事業について評価を実施し」といきなりここで、なぜ市の総合計画がぽんっと出てくるのと、行政評価ってそれしかないのという違和感を覚えます。行政評価というのは、もっと他にもあるのではないかという気がします。この条文をみると総合計画が全てみたいに読み取れます。どうでしょうか。

会 長

Aさんのおっしゃるところは、なるほどと思ってお聞きになった方もあるかと思います。文を作るのは大変なことで、読むごとに考えるごとに、少しづつ想いが変わってくることもあります。例えば尊重するという言葉が妥当と思う方と弱いと思われる方と、これは2通りあるかと思います。Aさんの意見を聞いておりまして、第13条の1項は、「諮問に応じ審議し」、その続きで2項が「答申を尊重する」というような序列になっていると思いますので、1項があって2項があるのかなと思います。

3項、4項については、順序を入れ替えるのがベターなのか、許容範囲である部分もあるし、難しいところもあるし、Aさんの考えもなるほどと思いますし、他の市の条例も参考にしながら妥当なところで収まればいいのではと思います。

A 委 員

先ほどの第13条の序列で大事なところを言い忘れましたが、そう思った切っ掛けは、第1項に書いてある「市民自治協議会は、市の総合計画の策定及び変更やその他市長が必要と認める事項につ

いて、市長の諮問に応じ」って書いてありますよね、この条文からは上から下へ流れる受身的な活動ではなくて、受けたら諮問に応じて審議して答申しなさいと言っているのです。それって市民自治協議会の精神と全く逆で、自立した活動をするというのを主体にしているのに、第13条で市民の諮問に応じてって、これは第1項にくるのはおかしいじゃないかというのが私の考えです。

事 務 局

1項と2項の関係はやはり文章的な流れもありますので、順番としては1項の内容について、2項が後についてくるというのは仕方がないです。ただ1項の部分を修正というか、今3項に挙げているものを第1項に持ってきて、第1項にあるのを第2項、第2項を第3項と順番にするのは問題ないです。第4項はそのままでいいと思います、これは。補足的なものになってきますので。ただ読んでいったときの文章の流れも重要なので、第13条の1項、2項はこの順番じゃないといけないかなと事務局では思います。

ですから、3項のものを第1項に上げてしまって、第13条とし、 役割でうたって2項で市長に答申する、3項で市長は協議会の答申 を尊重するように努める、第4項で届け出をするといった流れでも いいと思います。その辺りを次回、事務局のほうで修正しますので。

A 委員

言いたいのは、市民自治協議会の役割等ですね

事務局

役割となっていますから。答申というのもどうかと。

A 委 員

市長の諮問を受けて、答申案を出すのは役割でもないでしょう、 そういった意味です。

事務局

それは分かります。

A 委 員

答申というのは分かりますよ。けど役割の第1項にくるのはおか しいでしょう。完全に受け身で活動するみたいだなと受け取れない ですか。

会 長

こんなことを言ったらお叱りを受けるかもしれませんが、今A委員がおっしゃった第13条、市民自治協議会の役割は、表現内容が一番大切にされるべきだと納得します。その時に3項は役割だろうかと思って、役割にしては留意点のようで、連携してやりなさいという風な表現のようで、A委員もこれにはまだ満足してないでしょう、きっと。本当に役割ということだったら、役割の第1番に強調すべきことが第1項にきた方がいいですよ、という思いがA委員にあるのじゃないかと。

ただ、市民協議会が市内に10できたとすると、実態からして積極的に自分達で課題をつくって市に要望したり諮問したりする、そ

んな活発な協議会が何%出来るかなと思ったときに、やはり諮問を受けてその答えをつくるということが、ほとんどになってしまう協議会も半数前後あるのではないかと、運営していく中で活発な協議会とそうでない協議会があるかもしれないなと思いながら、協議会の役割で一番強調すべきことは、A委員の想いにも応える他の表現があるのかないのか、惑わせてすみません。ここに書いてある総合計画とか市長の諮問の上にくるような良いものが見つかるかどうか思っただけです。

事 務 局

ここの部分はですね、事務局としても次回までに検討してもう少し整備して出しますので。よろしくお願いします。

菊本委員

まだまだご意見あるかと思いますが時間になりましたので、ひとまず今日はここまでとさせて頂いて、本当は皆さんの前でご発え個々の条項についてご意見がお有りの方は事務局へ早めにお申し出を持って次回が最終回となりますので、出るい。そのお申し出を持って次回が最終回となりますので、修正さいに事務局で修正案あるいは皆さんのご意見を受けて、修正しないけどこういうご意見がありました、でも修正しないのはこうではいけどこういうご意見がありました。でも修正しないのを最終回とです、と事務局のコメントを付けたものを最終回においるではでいるかと思います。ご意見お有りの方、まだおっしゃない方いるかと思います。ご意見お有りの方、まだおっしゃない方いるかと思いますので、ぜひ事務局の方にお伝えください。

会 長 それで

それでは最後になりますが、事務局から連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

・分科会開催日について第 18 回 平成 25 年 2 月 19 日 (火)

会 長

ありがとうございました。

本日の予定は、以上で終了しました。

これで「第17回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて 頂きます。

本日は、ありがとうございました。

(15:40 終了)